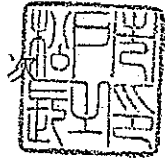


東京電力株式会社 社長 西澤俊夫様

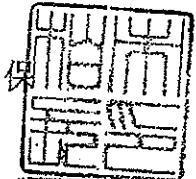
焼却灰の処理等に関する緊急要求

平成23年8月31日

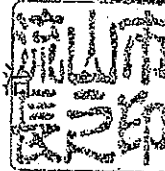
千葉県 松戸市長 本郷谷 健



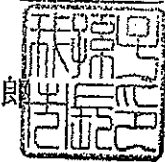
千葉県 柏市長 秋山 浩



千葉県 流山市長 井崎 義



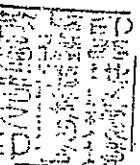
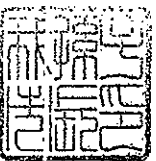
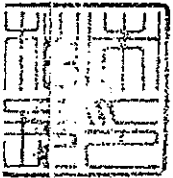
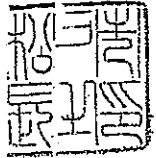
千葉県 我孫子市長 星野 順一郎



千葉県 印西地区環境整備事業組合

(印西市・白井市・栄町)

管理者 印西市長 山崎 山



東京電力福島第一原子力発電所において発生した事故により、広い範囲で一般廃棄物焼却処理施設の焼却灰から放射性物質が検出される事態が引き起こされています。

その中でも特に、松戸市、柏市、流山市、我孫子市及び印西地区環境整備事業組合（印西市・白井市・栄町）では、焼却灰の一部から高濃度の放射性物質が検出されましたので、国の指針により、それらを焼却施設の場内などに一時保管することを余儀なくされています。

さらに、民間の最終処分場とその施設が設置されている自治体では、 $8,000\text{Bq/kg}$ という国の基準を更に厳しく自主規制する動きもあり、 $8,000\text{Bq/kg}$ 以下の焼却灰につきましても、今後は埋立てができない状況になることが懸念されます。

このような状態の中、今後ますます、市、組合が抱える一時保管の焼却灰の量は増え続け、遠からず、一時保管場所の手当てがつかなくなりそうです。

その結果、住民が出すごみの収集ができなくなることも想定されます。

本来、焼却灰に放射性物質が含まれることはありえないことです。

放射能汚染という新たな環境問題について汚染原因者としての責任を果たすには、単に費用を負担すればよいというものではないことを十分認識していただき、汚染原因者としての責任を、様々な視点で確実に果たしていただきと思います。

つきましては、住民の生活を守るために、下記について強く要求いたします。

記

- 1 放射性物質を含む焼却灰をすべて引き取ること。また、それが、速やかに実施できない場合には、緊急対応として、埋立て処分できない焼却灰の一時保管場所を早急に確保し、提供すること。
- 2 焼却灰の処理を含めた廃棄物関連業務全般について、放射能汚染により今後引き起こされる様々な不測の事態についても、汚染原因者としての責任を全うすること。
- 3 今後、各市等が行う損害賠償請求に対し、誠意を持って速やかに対応すること。